

「東日本大震災」被災地支援に係る専決補正予算の概要について

1 専決理由

「東日本大震災」被災地への支援については、3月13日に県被災地支援本部を設置し、人的支援、物的支援、避難者の受入支援に加え、原子力発電所立地県でしか成しえない原子力災害への支援などに、市町等との連携のもと全庁をあげて取り組んでいるところである。

支援に要する経費については、事態の緊急性に鑑み、既定予算で対応してきたところであるが、今後とも、職員派遣や被災者の受入れなどの被災地支援を迅速かつ的確に行うため、緊急に措置を必要とする経費及び県民の皆さんからの支援金の受け皿としての基金創設について、専決処分を行ったものである。

2 予算の規模及び内容

○一般会計 193,646千円

- (1) 人的支援 8事項 141,210千円
 - ・ 県職員の派遣：連絡調整、避難所業務補助、健康支援、災害復旧支援
 - ・ 警察官の派遣：災害警備等業務、死体取扱業務
 - ・ 養護教諭の派遣：児童・生徒の心のケア、健康支援
 - ・ 医療救護班の派遣：県立病院、県医師会等による派遣
- (2) 物的支援 1事項 15,608千円
 - ・ 救援物資の輸送
- (3) 避難者の受入支援 2事項 19,568千円
 - ・ 公営住宅等への入居被災者への見舞金、被災者の輸送
- (4) 原子力災害への支援 2事項 3,073千円
 - ・ 環境モニタリングチーム、スクリーニング（放射線被ばく量の測定等）要員の派遣
- (5) 災害ボランティアの派遣 1事項 4,162千円
 - ・ 災害ボランティア派遣のためのバス運行
- (6) 被災者等支援基金の創設 1事項 10,025千円
 - ・ 県民の皆さんからの寄附金等により、被災者支援のための基金を創設

※愛媛県東日本大震災被災者等支援基金設置条例の制定

○企業会計 13,500千円

- ・ 医療救護班の派遣

○合計 207,146千円

3 歳入・歳出予算の款別内訳

- 歳入：繰入金（財政基盤強化積立金からの繰入金）、財産収入（基金利子）
- 歳出：総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、警察費、教育費

4 専決処分日 4月8日（金）